# III. オーストラリア連邦

＜要約＞

| | 概要 | 特徴 |
|---|---|---|
| 1. 金融制度概要 | ○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2022 年 6 月末）<br>・ 国内銀行（40、84.8%、1959 年銀行法）<br>・ 外国銀行現地法人（6、3.1%、1959 年銀行法）<br>・ 外国銀行支店,（48、11.3%、1959 年銀行法）<br>・ 住宅金融組合・信用組合（35、0.9%、1959 年銀行法）<br>○ 監督官庁：オーストラリア健全性規制庁、オーストラリア証券投資委員会<br>○ 預金保険制度：あり（リーマンショック後に措置、保証限度額一人当たり最高 25 万豪ドル。事前保険料徴収はなく、破産時に破綻金融機関以外から資金を徴収することで対応。） | ○ 大手4行(ウェストパック銀行、コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行）の存在感が大きい。<br>○ 認可預金受入機関（ADIs）の監督は、オーストラリア健全性規制庁が実施。<br>○ 預金保険制度について、オーストラリア準備銀行は各銀行に事前に保険料を課すことを提案したが、アボット政権がこれに反対した経緯がある。 |
| 2. 郵便貯金の概要 | ○ 郵便貯金制度・経営形態<br>・ オーストラリア郵便公社が、金融機関からの受託業務として預金等の金融サービスを提供。<br>・ オーストラリア郵便公社は 100%政府出資。<br>○ 郵便公社等との関係・拠点<br>・ 全国 4,310 局の郵便局のうち、3,500 局超で預金サービスを提供。（2022 年 6 月末）<br>・ このうち、2,513 局が地方・遠隔地に配置。多くは、許可郵便局やコミュニティ簡易局であり、後者の約 9 割は雑貨店等を兼業、金融サービスは未提供。<br>○ 顧客基盤<br>・ 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしていると自任している。<br>○ 主な商品<br>・ 各金融機関から金融サービスを受託し提供しており、金融商品等は、その取扱いがシンプルであるこ | ○ 預金業務は、約 80 の金融機関から受託（2022 年 11 月時点）。郵便公社は、地方における金融サービス維持のために主要4行に対して受託料の値上げ（1 回あたり 2.5～3 豪ドルの取扱手数料に加えて 2,200 万豪ドルの基本料金を新たに課す）を要求。ANZ 銀行を除く他の主要 3 行は同意したが、ANZ 銀行は同意せず、同行のサービスは現在停止中。<br>○ 地方・僻地の店舗維持を図るとともに、近年は実店舗だけでなく、サービスのオンライン化を通して業務の効率化も進めている。 |

| | | |
|---|---|---|
| | とが基本。<br>・ 預金口座、送金、保険、プリペイドカードなど様々な商品を提供。 | |
| 3．最近の金融動向と今後の展望 | ○フィンテックの動向<br>・ 2016 年に政府は、フィンテックの潮流を自国にも取り込むべく、FinTech Advisory Group を創設。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）はフィンテックの更なる進展を目指し、2017 年 6 月には、日本の金融庁とフィンテックに係る協力体制を構築。<br><br>○キャッシュレス決済<br>・ 世界銀行の調査では、15 歳以上人口のクレジットカード保有率は近年下降気味で、2021 年時点で 51%。一方、デビットカードは 96%の高率。クレジットカードの保有率は OECD 加盟国平均（59%）を下回り、デビットカードは同平均（87%）を大きく上回っており、デビットカードへの傾斜が顕著。<br>・ コロナ禍の拡大によってキャッシュ離れが加速された。<br><br>○モバイル決済<br>・ オーストラリア準備銀行（中央銀行）によると、2022 年第 1 四半期においてデビットカード/クレジットカードによる取引総体の 4 件に 1 件（25%）はモバイルウォレットを使用。2 年前（2020 年第 1 四半期）の 10%から倍以上の上昇である。 | ○フィンテックはオーストラリアで顕著な成長を遂げ、2017年に約400 社だったフィンテック企業は、2021年初の時点で730を超え（1年強で100社が新規参入）、現在は800を超える。<br><br>○2021年では、デビットカードが最も利用頻度の高い手段（全取引の41%）、クレジットカード（35%）、3位がデジタルウォレット（11%）、現金（7%）、BNPL（4%）。<br>○POS決済ではクレジットとデビットで76%を占める。左記の調査において、現金のシェアは2020年の8.3%から2024年までに2.1%までの低下を予想。<br>○国内ATMでの現金引き出し額でも、10年前（2012年12月）の119億豪ドルから2022年9月の84億豪ドルへと着実に減少。<br><br>○個人間の支払は、現金の手渡しが大半だが、個人間の支払に占めるモバイル決済の割合は2013年の10%から2019年には40%まで拡大。<br>○2019年6月に11,560台あったADIs |

| | | |
|---|---|---|
| | | のATMは2022年6月には6,412台と3年で45%減少。同じ3年間でADIsの支店は4,975から4,014へ961店舗が閉鎖。 |
| | ○リテール決済における法規制<br>・ 消費者向けの融資やリースについては、National Consumer Credit Protection Act 2009（NCCP Act）に基づき、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）などが管轄し、決済に関する規制は、Payment Systems（Regulation）Act 1998 に基づき、オーストラリア準備銀行（RBA）が管轄している。 | |
| | ○インターネット専業銀行<br>・ 4 大銀行が寡占的な位置を占め、資本要件その他の規制で歴史的に他の機関によるライセンス取得が困難。<br>・ 競争増大を促すという政府の目論見に沿いインターネット専業銀行の誕生に向けて法規制の変更が 2018 年 5 月に施行。その結果、4 つのネット銀行（Judo Bank、Volt Bank、Xinja Bank、86 400）が誕生。<br>・ 誕生した 4 銀行のうち、現在も銀行ビジネスを継続しているのは Judo Bank のみ。 | ○コロナ禍により住宅ローン需要が拡大し、既存銀行がデジタルアプローチを強化。ネット銀行は収益性の高い住宅ローン競争優位を失い打撃を受けた。 |
| | ○金融包摂<br>・ 政府は 2015 年に G20 金融包摂行動計画や国連の持続可能な開発目標に合意し、金融包摂に向けた取り組みを実施。この一環として、政府は Good Shepherd Microfinance の協力のもと金融包摂行動計画（FIAP）プログラムを始動した。 | ○オーストラリア最大のマイクロファイナンス機関であるGood Shepherd Microfinanceによれば、同国成人の17%が金融排除の状態にあり、300万人が借り入れ、取引口座、保険といった金融サービスを受けられない状況にあると指摘。 |
| | ○高齢者対策<br>・ 高齢者がデジタル技術を使う際のスキルやオンラインの安全の高度化を目指す政府のイニシアチブとして、 | ○2022年に分かる最新の高齢者人口（65歳以上）は425万人で、総 |

| | | |
|---|---|---|
| | 全国をカバーする’Be Connected’というプログラムがあり、2017 年 10 月にスタート。インターネット等を使いこなせるよう、50 歳以上の国民は誰でも無料で利用可能。 | 人口（2,574万人）に対する割合は16.5%（出典：世界銀行）。高齢者率16.5%は世界41位であるが、10年前（2011年）の13.6%と比べて3ポイント上昇。 |